

# 令和8年度学校いじめ防止基本方針

旭市立琴田小学校

## 1 いじめの定義

### 【いじめの理解】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

また、「けんかやふざけあい」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 【いじめの態様】

- ◆冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆金品をたかられる。
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる…等。

## 2 いじめ防止に係る基本理念

いじめの防止等のための対策は、児童生徒が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのないような環境を整えることを基本として行われなければならない。（県条例第3条第1項）。また、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、国、県、市、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まなければならない（県条例第3条第2項）。

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### （1）いじめの未然防止

「いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得る」という事実を踏まえ、学校は、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。その際「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組」「その他いじめの予防のための対策」など、各学校の実態に応じた取組を推進する。また、児童生徒の具体的な目標や課題を設定し、児童生徒と教職員がともに努力し、本来の学校の機能を充実させ、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることのできるような取組を行う。

- ①児童の自己存在感と自尊感情を育むことができるよう、一人一人が認められ、お互いに相手を思いやるような学級経営の充実を図る。

- ②児童一人一人を大切にしたい、生徒指導の機能を生かしたわかる授業を展開し、確かな学力の向上を図ることにより、学習に対する達成感や成就感を味わわせる。
- ③道徳の時間の指導を通して、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、自他の生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることにより、「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識が強く持てるようにする。
- ④千葉県教育委員会による「豊かな人間関係づくり実践プログラム（ピアサポート）」による授業を実施し、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成を図る。
- ⑤異学年交流や総合的な学習の時間における福祉活動等を通して、他者を思いやる心情を養う。
- ⑥小さな親切運動等を通して、自他のよさに気づくような機会を設ける。
- ⑦児童会による「命を大切にするキャンペーン」を実施し、児童自らがいじめ防止に対する意識を高められるようにする。
- ⑧研修等を通じて、教職員の不適切な言動が、いじめを助長することがあることを自覚し、児童の気持ちを大切にしたい温かみのある教育活動に取り組む。
- ⑨発達障害、LGBT、東日本大震災・原発事故により避難している児童に対して、正しい理解の促進と、児童が安心して登校できる環境づくりに努める。
- ⑩家庭、地域と一体となって取組を推進する。
- ⑪インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処できるよう、児童に対する情報モラル教育の充実を図る。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見に向けて「いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全職員で児童を見守る。また、いじめの傍観者になることのないよう、児童に対しては「いじめを見過ごすことも許されない」という認識を持てるよう様々な機会を通じて指導していく。また、早期の相談や通報が行われるよう指導していく。

- ①ささいな変化を見逃さないよう、児童の声に耳を傾けたり、行動を注視したりする。  
(授業、清掃、休み時間等)
- ②いじめを訴えやすい体制を整える。(相談ボックス、アンケート調査、教育相談等)
- ③毎月の職員会議において、生徒指導に係る情報交換を位置づけ、いじめにつながるような言動や人間関係等の変化について共通理解を図る。
- ④毎年SOSの出し方教育を行う。(新年度すぐに行う)
- ⑤保護者と情報を共有する。(校内及び関係機関の相談窓口の周知、連絡帳・電話・家庭訪問、PTA会議等)
- ⑥地域との連携を図る。(各種たより、学校運営協議会、地域行事等)

## (3) いじめの相談・通報

- ①児童に対して、いじめについて相談することや通報することは、恥ずかしいことでも、誰かを裏切ることでもないことを指導する。
- ②学校における相談窓口は、教頭、生徒指導主任、養護教諭とし、相談や通報がなされた場合には、速やかに事実の有無を確認する。

#### (4) いじめを認知した場合の対応

- ①対象児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。確認したことについては、記録を取り保存する。
- ②関係児童には、担任を中心に事実確認を行う。状況に応じて副担任、生徒指導担当が聴き取りを行う。その際には、児童の人権に配慮すると共に、被害児童に危害が及ぶことのないよう十分に留意する。
- ③人間関係の把握に努め、傍観者となっている児童がいれば、「知っていて、何もしないこと」もいじめであることを指導する。
- ④学級担任等が問題を抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- ⑤校長は事実に基づき、児童や保護者に対して説明責任を果たす。
- ⑥関係児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省及び謝罪をさせる。全職員でその後の経過を見守る。
- ⑦法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑧いじめが解消された後も、児童への継続的な指導と共に保護者との連携を図る。心のケアが必要と判断された場合には個別面談や家庭訪問を行う。専門的なケアが必要な場合には、スクールカウンセラー等の派遣を要請する。
- ⑨関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を図る。

#### (5) いじめ防止のための校内組織

- ① いじめ防止委員会  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、長欠担当職員、教育相談担当職員、養護教諭
- ② いじめ相談窓口  
校内：教頭、生徒指導主任、養護教諭  
校外：24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310  
千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446  
子ども人権110番 0120-007-110  
ヤング・テレホン 0120-783-497  
千葉いのちの電話 043-227-3900  
チャイルドライン千葉 0120-99-7777  
ライトハウスちば 043-420-8066

#### 4 重大事態への対応

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときを重大事態とする。
- ②重大事態（重大事態のおそれがあるものを含む）を認知した場合には、いじめ防止委員会を迅速に開き、被害者の安全確保とケアを実施する。以後、組織的対応を行う。
- ③旭市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。この組織については、スクールカウンセラー等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、公平性・中立性を確保する。いじめ防止委員会がアンケート等の調査により事実関係を明確にする。
- ④結果については、いじめを受けた児童等及びその保護者に必要な情報を提供する。
- ⑤犯罪行為として認められる場合には、警察に通報し、適切な援助を受ける。

## 5 児童の自殺予防

- ①児童の自殺予防等において、組織的に対応する。共通理解をし、全体での見守りを行う。
- ②児童の自殺予防に関する研修を行い、職員の意識を高める。

## 6 公表、点検、調査

- ①学校いじめ防止基本方針については、ホームページ上で公表する。
- ②毎月のいじめ対策委員会において、経過報告し、職員間での共通理解を図る。年度末には、現在の児童の実態と、次年度への引き継ぎ事項を確認する。
- ③学校評価を用いて検証し、結果と次年度への対応を公表する。

## 7 調査結果等の資料の保存

いじめに関する調査等の資料については、それぞれの設置者の定める文書の保存に関する規則に従い、適切に取り扱う。

- ・平成26年 4月 1日より実施する。
- ・平成31年 4月 1日 一部改訂。
- ・令和 2年 4月 1日 一部改訂。
- ・令和 3年 4月 1日 一部改訂。
- ・令和 5年 3月20日 一部改訂。
- ・令和 7年 3月26日 一部改訂。